

大蔵流狂言の待遇表現について : 述部の体系

坂口, 至

<https://doi.org/10.15017/12088>

出版情報 : 語文研究. 46, pp.30-40, 1978-12-01. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

大蔵流狂言の待遇表現について

— 述部の体系 —

坂 口 至

- 一、はじめに
- 二、資料と方法
- 三、待遇述部群の帰納
- 四、待遇述部群の場面的選択
- 五、まとめ

一、はじめに

狂言台本の言語については、それが本来舞台語であり種々の人工的性格を持つにもかかわらず、ある時代（或いはいくつかの時代）の口頭語を多分に反映していると考えられるために、これまでたびたび研究の対象として取り上げられてきた。なかでも、待遇表現は、その全体像が把握できる数少ない資料として重んぜられている。本稿も、先学の研究を承けて狂言の待遇表現の一斑を明らかにしようとするものである。

二、資料と方法

演劇としての狂言には、周知のように一定した展開パターンがあり、一、二の狂言を除いたほとんど全ての曲が、そのパターンに沿って演じられる。即ち、まず登場した人物は、観客を意識して名告りを行なう。次に、第二（或いは第三、第四、……）の人物が登場し、この両者（或いはそれ以上）は対話を開始し、退場によって曲が終了するまで対話を続けるのが普通である。時には、その中間で観客を意識しない独自の部分があるが、時間的にみればわずかの間でしかない。要するに、狂言の一曲は時間的には対話の部分が全体の大半を占めるのである。

そこで、その狂言が写しとめられた詞章が、大部分対話文から成り立っているのは当然で、狂言における待遇表現の研究が、語彙の研究を除けば、多くこの対話者同士間に視点を据えたものになっているのも容易に首肯されるのである。本稿も、この顕著な事実に着目し、対話者同士間の待遇表現、そのうちの最も主要な素材待遇表現について考察を加えようとするものである。

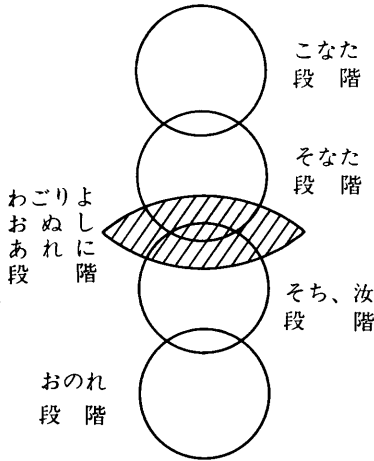
考察の方法としては、先学によってしばしば試みられてきた方法、即ち諸本の突き合わせを採用し、資料としては、今回は次の二本に限った。

○大藏流狂言虎明本……寛永一九（一六四二）年大藏弥右衛門虎明書写。大藏流の祖本。本狂言は全二三六曲。

○大藏流狂言虎寛本……寛政四（一七九二）年大藏虎寛書写。全一六五曲。

この二本を選んだのは、同一流派であり出自がはっきりしていること、曲数が多く体系的比較が可能であることなどの理由とともに、先学の研究との比較をも意図しているためである。

さて、狂言の待遇表現を扱った論文の代表的なものは、山崎久之氏のそれであろう。山崎氏は、虎明本を資料に選び、方法的には対称代名詞と述部形式の呼応という観点から、待遇価値の高低に次のような五段階があるとされた。



ここで注意すべきは、右のような段階を表わす円が、相互に截然と分かれていたのではなく各段階に部分的な交わりがあるということである。もともと、対称代名詞と述部形式との呼応というものは、例えば「係り結びの法則」における係助詞と述部形式の呼応といった文法的な現象とは性質の異なったものであるから、右のような重複部分が出るのは当然だと言わなければならない。今試みに、虎明本における対称代名詞と述部形式の呼応を数値的に示すと八表1Vのようになる。

この表で特に注目されるのは「そなた」である。山崎氏の種類では、一つの待遇段階として特立されているものであるが、実際は「こなた」段階や「そち・汝」段階の述部と呼応する場合が非常に多いことがわかる。数値だけからすれば、三者はかなり拮抗していると言つてよいのである。次に具体例を挙げて見よう。

▽して、そなたはどれから都へはのぼらせらるゝぞ

(百姓→百姓 一・36・脇・餅酒)

▽そなたは時そうしやでおしやるか

(百姓→百姓 一・56・脇・雁かりかね)

▽してそなたはがんにゑぼしをきせてあげたか

(百姓→百姓 一・57・脇・雁かりかね)

右の三例は、いずれも百姓同士の会話であるという同一条件を備えているにもかかわらず、代名詞は一定のまま述部を変容させて待遇を行なっているのである。このように、「そなた」は他の代名詞と違って、待遇表現上かなり融通性に富んだものであって、それ自体一つの興味ある問題を提供している。けれども、これを逆に述部形式の方からなめたならば、述部形式が変容しても代名詞が一定

△表1V

④	③	②	①		①	②	③	④
			述部形式	こなた				
常 —てくるる	お— —やる わする	お—やる おりやる おじやる おしやる 召さるる —(ら)るる —ておくりやる	あそはす まいる	召す 御ぎ(あ)る 仰せらるる (お—)なきるる —(さ)せらるる	16 3 13 5 2 2 1	2 1 10	2 1	2 1
47 (2)	2 2	1 1	1 2 2 (1)	22 7	20 (1)	2	5	10
2 62 (4)	4 6 20	1 1	1	1	2	2	5	1
26 (3)	1 2 8	1	1	1	2	2	5	1
6		1	1	1	2	2	5	1
2 150 (6)					2	2	5	1
17					2	2	5	1

※表甲①、④と示したものは、山崎氏の提出された各段階。なお、⑤は卑属表現専用のため、一応除外した。以下同様である。
 (—)は、下書きの全語部分におけるもの。
 ということは、主要な待遇は述部にゆだねられており、「そなた」という代名詞の待遇上の実質的意義はほとんど形骸化されてしまっていると言えるのである。このことは、何も狂言に限らずとも一般的に言えることではないかと思う。即ち、文単位の待遇表現においては、主要な待遇は代名詞よりもむしろ述部にウェイトが置かれていると考えられるのである。このように考えるならば、狂言のような文単位の待遇表現の特に明瞭な資料においては、述部の考察が重要な意義をもつはずなのであるが、先述のこれまでの研究は、代名詞と述部の呼応(山崎、藤野、彦坂各氏)、代名詞のみ(彦坂氏)の二方向に限られていて、述部のみを考察はなされていない。これは恐らく、代名詞の数に比して述部形式の数がはるかに多くて、記述がいたずらに煩雑になる恐れがあると考えられたためである

ろう。しかし、実際に資料にあたってみると、各述部形式は自らの存在権を勝手に行使しているのではなく、いくつかの大きな群をなしており、その群単位で待遇表現に与っていることが判明する。以下、そのことについて述べることにする。

三、待遇述部群の帰納

狂言の待遇表現はかなり複雑である。喜劇としての本来の性格ゆえに、登場人物の喜怒哀楽が激しく、待遇表現もそれに従って激しく変わるのが普通である。しかし、注意して調べて行くと、狂言の全対話ケースが、次の二つの型に分かれていることに気がつく。

(1) 対話者間の待遇表現、即ち待遇述部に交わりがある場合

(II) それがない場合

(1)は、例えば次のような対話ケースである。

待遇関係 待遇述部	所の者→僧 僧→所の者	
	○	○
常	○	○
おりやる	△	
一(さ)しめ	△	
思し召す		○
一(ら)るる	○	○
御ざる		○
一(さ)せらるる		◎
一(さ)します	○	
仰せらるる		○
お一やる	◎	◎
おしやる	△	○
一やる		○
おじやる	△	

奉表中の「常」は平常述部のことである。また、○は命令形以外、△は命令形のみ、◎はその両方がある場合を示す。一つの対話ケースに、同じ待遇述部が何度も出る場合があるが、その数は問題としない。命令形を他の活用形と区別するのは「一(さ)しめ」といった命令形以外の用法のないものがあること、命令形の中には他の活用形より一段待遇価値の低いものがあると考えられること、などの理由による。

右は「とびこえ」(二・出座)の待遇述部を表にしたものであるが、「常」「一(さ)るる」「お一やる」「おしやる」の四つの述部が共用されている(II述部が交わっている)ことがわかる。このことから、所の者と僧との待遇関係は、外的身分からは判断しにくいのが、述部の帰納によってかなり近いと言えるだろう。

一方(II)は、例えば次のような対話ケースである。

待遇関係 待遇述部	伯父→甥 甥→伯父	
	○	○
常	○	
御ざる		○
一(さ)せらるる		◎
一(さ)します	○	
仰せらるる		○
おりやる	○	
思し召す		◎
なさるる		○
一(さ)しめ	△	
一(さ)しめ	△	
一(ら)るる	○	○
まいる		△

この表では、二三の待遇述部があるが、互いに共有されている述部

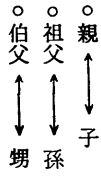
(三・集・つりきつね)

は一つもない。伯父と甥という目上目下の関係も考え合わせると、二者間の待遇関係はかなり離れているとみてよさそうである。

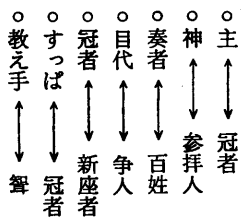
このようにして、(1)、(II)それぞれを、虎明本、虎寛本共通の一九曲で調べてみると、虎明本では、少なくともどちらかがある曲は一三三曲、内わけは(1)七五ケース、(II)一三五ケースであり、虎寛本では、少なくともどちらかがある曲は一五〇曲、内わけは(1)九八ケース、(II)一七七ケースとなっている。ちなみに、対話ケースのない曲が、虎寛本の九曲に対し、虎明本に二六曲もあり、虎明本における詞章の未完成の一面を窺うことができる。

次に、(1)、(II)の二つの型のうち(1)をひとまず措き、(II)に関して実際の狂言にあたってみると、次のような関係が顕著であった。

a (親族的身分の上下によるケース)



○伯母 ↔ 甥
 b (社会的身分の上下によるケース)



bには、これらの他にも非常に多くの関係が見られるが、たいてい一曲ないし二曲程度にしか現われないので、類型的でありかつ数曲ないし数十曲に現われる右の諸関係にひとまず限定することにす

る。以上の手続きによって、各関係を検し、待遇述部の待遇段階を設定すれば、△表2Vのようになっていことが判明する。

待遇段階	虎明本	虎寛本
④	<ul style="list-style-type: none"> ・一(さ)せらるる ・(お)なさるる ・下さるる ・仰せらるる ・一(下)さるる ・御(お)あ(る) ・思し召す 	<ul style="list-style-type: none"> ・召す ・仰せ付らるる ・聞し召す ・御覽せらるる ・仰せ上げらるる ・まいる ・④一(ら)るる
	<ul style="list-style-type: none"> ・一(さ)せらるる ・(お)なさるる ・下さるる ・仰せらるる ・一(下)さるる ・御(お)あ(る) ・思し召す 	<ul style="list-style-type: none"> ・思し召す ・仰せ付らるる ・御覽せらるる ・上がる ・④まいる ・④召さるる

表中、④群と◎群に命令形を除いた平常述部が共用されていることを一応除いて考えるならば、各群における共用述部の数は非常に少なく、しかもそれらは稀れにしか出ない述部であって、使用頻度の高い述部は完全に三段階に分かれている。また、虎明本から虎寛本への推移においては、部分的な述部の消長は見られる(◎群の述部が整理されているのが比較的目立つ)が、三段階という待遇段階は完全に保存

ゆきたいと思う。

その前に、前項で考察の対象とした十一の關係について、三つの待遇述部群から見たものを整理してみると、次のようになる（上段が虎明本、下段が虎寛本）。

①群

- a 子 → 親
- 孫 → 祖父
- 甥 → 伯父
- 甥 → 伯母
- b 冠者 → 主
- 参拜人 → 神
- 百姓 → 奏者
- 新座者 → 冠者
- 冠者 → すっぱ
- 簪 → 教え手
- 子 → 親
- 孫 → 祖父
- 甥 → 伯父
- 甥 → 伯母
- 冠者 → 主
- 参拜人 → 神
- 百姓 → 奏者
- 新座者 → 冠者
- 冠者 → すっぱ
- 簪 → 教え手

<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常ハ命令形を含む▽ ・ーてくるる 	<p>・常ハ命令形を含む▽</p> ・ーてくるる
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おーやる ・おしやる ・おじやる ・おりやる ・召さるる ・あそばす ・おまいる ・わする ・①ー(ら)るる 	<ul style="list-style-type: none"> ・おーやる ・おしやる ・おりやる ・お召さるる ・お召さりやる ・おーそへ ・ーてくれさしめ ・ー(さ)します ・ー(さ)しめ ・ー給ふ ・ーい ・常ハ命令形を除く▽

※表中①(ら)るるなどと示したのは、その述部が、②群の述部と共用される場合があることを示す。

されていることが明らかである。

四、待遇述部群の場面的選択

前項で筆者は、待遇価値の高低による三つの待遇述部群を帰納した。それは、複雑に入り組んだ対話ケースをひとまず考察の対象外とし、比較的単純な対話ケースから帰納したものであった。それ故に、三つの待遇述部群という仮設は、複雑な対話ケースをも過不足なく説明し得て初めて確固としたものとなる。そこで、この項では、複雑な対話ケースにおける三つの待遇述部群の検証を行なって

②群

- a
- (祖父 → 孫)
- 伯父 → 甥
- 伯母 → 甥
- b 冠者 → 新座者
- すっぱ → 冠者
- (主 → 冠者)
- (親 → 子)
- 祖父 → 孫
- 伯父 → 甥
- 伯母 → 甥
- 冠者 → 新座者
- すっぱ → 冠者
- (主 → 冠者)

a 親 → 子 親 → 子

(祖父 → 孫)

神 → 参拝人

神 → 参拝人

奏者 → 百姓

奏者 → 百姓

目代 → 争人

目代 → 争人

この整理から、次のような点に気づく。

(1) b グループ、即ち社会的身分による関係では、虎明本から虎寛本の過程において、全く変化が見られない。

(2) a グループ、即ち親族的身分による関係では微妙な変化がある。虎明本では「親 → 子」といった血のつながりの深い関係には待遇価値の低い㊸群が専ら用いられ、血のつながりの薄い「伯父 → 甥」などの関係では、待遇価値の一段高い㊹群が専ら用いられている。そして、その中間に「祖父 → 孫」の関係があることは、現代の感覚による待遇関係と非常によく合致していると言えよう。それが、虎寛本になると、それぞれ少しずつ待遇価値を増した述部群が用いられているのが特徴的である。

次に、いよいよ複雑な対話ケースの検証に入ることになるが、この対話ケースを複雑にしているものは一体何であろうか。それは、先にも述べたが、狂言の基本的性格からくる喜怒哀楽の激しさが、まず第一である。そしてその中でも「怒」による待遇表現の変容が最たるものである。しかしなお仔細に見て行くと、それ以外に次の二つの場合がわずかながら見られることがわかった。

- 不知 → 知
- 即 → 離

前者は、例えば次のような場合である。

	百姓 → 百姓
①	御ざれ
②	御ざらぬ
③	御ざれ
④	仰せらるる
⑤	登らせらるる
⑥	おしやる
⑦	おしやる(か)
⑧	上さしました(か)
⑨	おりやる(か)
⑩	たらひ(た)
⑪	おしや(た)
⑫	おでやれ
⋮	⋮
<下略>	<下略>

これは「三人夫」(上・鷹)における待遇述部の展開であるが、①から⑤までは明らかに㊸群で、⑥以降は㊹群の述部をとっている(群所属の表は省略)。しかし、⑤と⑥の間で、常 → 怒のような際立った場面的変容を見ることはできない。その代り次のような発話が見られる。

▽すれば和御料は淡路の国のお百姓じやまで。

つまり、この発話以前は相手の身分を知らず、ここに来て初めて自分と同じ百姓だとわかったわけである。そこで、相手の素性を知らない間は待遇価値の高い㊸群を用い、自分と同身分だとわかると、一段待遇価値の低い㊹群に切り替えたのである。このような例は、脇狂言の百姓物に類型的で、虎明本で「餅酒」の一曲、虎寛本で「三人夫」【筑紫のおく】の二曲に見られ、いずれも㊸群(不知) → ㊹群(知)の述部が使用されている。

一方、後者は例えば次のような場合である。

	主 → 冠 者
①	立 て
②	見せひ
③	(な)かくひ(そ)
④	見せひ
⑤	くれひ
⑥	せ(まひか)
⑦	置 け
⑧	付けひ
⑨	乞はひ(で)
⑩	うせ(て)
⑪	おりやる(まひ)
⑫	来(ぬぞ)
⑬	付け(ずは)
⑭	云 ふ
⑮	置い(て)
⑯	付け(うず)
⑰	うせおれ

右の表は、「ふじまつ」(二・六)の例であるが、◎群の待遇述部ばかりある中で、⑩のみ◎群の待遇述部をとっている。△主→冠者Vの関係は、平静表現においても怒りの表現においても一定して◎群をとっていながら、この部分だけ一段高い◎群が使用せられるのは不可解な現象である。これについては、「大名が太郎冠者に対して敬語を使っているのは、それによって二人の心理的距離を大きくするためである」という説に従うべきであろう。即↑↓離と標題したのはこのような経緯による。そしてこの場合は、△主→冠者Vの関係にしか現われない。具体的には、虎明本「じせんせき」「ふじまつ」「ぶあく」「はなご」の四曲、虎寛本「じせんせき」「ふじまつ」「ぶあく」「ひつくり」「花子」の五曲に見られ、いずれも◎群↑↓◎群である。

さて、最後に、最も主要な「怒」による待遇述部群の変容の様子を見ておくことにするが、先にも述べたように、筆者の帰納した④群◎群◎群という三段階の述部群は、この「怒」による待遇表現の変容を十分に説明できるものでなくてはならない。少し具体的に言うならば、平静表現が次第に怒りの表現に移って行く過程で、各群

も△群→◎群→◎群、或いは◎群→◎群、急激な変容の場合は△群→◎群というふうに、段階的に変容して行かねばならない。途中で別の群の述部が不意にまぎれ込んだり、平静表現→怒りの表現という過程とは裏腹に、待遇価値の高い群が低い群の後に出来たりしたならば、△群◎群◎群という設定そのものが疑われるわけである。しかし、実際の詞章にあたってみると、そのような例外は非常に少ないことが判った。

次に、主要な関係における平静表現→怒りの表現の述部群の変容を、怒りの表現が目立たない関係と併せて一覽表にして、みよう。(表々)。

以下、この表について、まず対人関係と待遇述部の相関から見ておくことにする。総じて言えば、外的身分と平静表現→怒りの表現の変容はパラレルな関係にあると言えよう。特に、親族的身分関係においては、目上と目下のわきまは厳然としており、目下の者がいかに怒りの心理状態にあらうと、待遇表現を逆転させることはできない。しかしながら、社会的身分関係においては、例えば△大名↑↓売人Vなどの関係にみるように、外的身分が完全に無視されることがある。これは、狂言の大きな特徴の一つであるが、親族的身分関係の場合と考え合わせると、その違いはひとえに対者間の社会的関係の親疎によっていると考えられる。即ち、大名と売人では社会的身分の違いははなはだしいが、直接には何の近親関係もないのである。この辺り、中世における狂言の成立事情そのものが窺えるようで興味深い。

一方、通時的な視点からすれば、これまた親族的身分関係と社会

		待遇述部群			待遇述部群				
		人間関係	①	②	③	人間関係	①	②	③
a	親族的 身分 関係	親 → 子		○	⊗ ×	子 → 親	○	-----	-----
		祖父 → 孫	-----	⊗	×	孫 → 祖父	○	-----	-----
		伯父 → 甥	-----	⊗	-----	甥 → 伯父	○	-----	-----
		伯母 → 甥	-----	⊗	-----	甥 → 伯母	○	-----	-----
		しうと → 髻	○ ○	⊗	×	髻 → しうと	○	×	-----
		夫 → 妻	-----	○	×	妻 → 夫	○	⊗	×
		兄 → 弟	-----	○	⊗ ×	弟 → 兄	-----	⊗	-----
		孫 同士	○	○	-----		-----	-----	-----
b	社 会 的 身 分 関 係	神 → 参拝人	-----	-----	○ ○	参拝人 → 神	○ ○	-----	-----
		鬼・雷 → 人間	-----	-----	⊗ ⊗	人間 → 鬼・雷	○ ○	-----	-----
		主 → 冠者・下人	-----	-----	⊗ ⊗	冠者・下人 → 主	⊗ ⊗	-----	-----
		目代 → 争人	-----	-----	⊗ ⊗	争人 → 目代	○ ○	-----	-----
		奏者 → 百姓	-----	-----	⊗ ⊗	百姓 → 奏者	○ ○	-----	-----
		山伏 → 茶屋	-----	-----	⊗ ⊗	茶屋 → 山伏	○	○	×
		大名 → 売人	-----	-----	⊗ ⊗	売人 → 大名	○ ○	×	×
		すっぱ → 冠者	-----	○	-----	冠者 → すっぱ	○	-----	-----
		教え手 → 髻	-----	○	-----	髻 → 教え手	○	-----	-----
		妾 → 冠者	-----	○	-----	冠者 → 妾	○	-----	-----
		冠者 → 新産者	-----	○	-----	新産者 → 冠者	○	-----	-----
		百姓 同士	-----	○	×		-----	-----	-----
		冠者・下人 同士	-----	○	×		-----	-----	-----
		大名 → 妾	○	×	-----	妾 → 大名	○	-----	×
		出家 → 茶屋	○ ○	-----	-----	茶屋 → 出家	○ ○	-----	-----
		主人 → 客人	○ ○	-----	-----	客人 → 主人	○ ○	-----	-----
大名 同士	○ ○	-----	-----		-----	-----	-----		

※表中○は平静表現、×は怒りの表現。また各関係の点線部の上段が虎明本、下段が虎寛本である。

的身分関係との間に、大きな差異が見出される。即ち、社会的身分関係においては、虎明本→虎寛本の過程でさしたる変化は見られないが、親族的身分関係においては、多くの場合虎寛本の方に虎明本よりも形式上少しずつ待遇価値の高い述部が使用されているのである。この表を見ただけでは違いのわからない△夫→妻▽の關係でも、△夫→妻▽の場合、虎明本で◎群の共用だった「かゞみ男」が虎寛本では◎群のみの使用となっており、「路れん」でも◎群から◎群に変わっている。△妻→夫▽の場合は、さらにこの変化は著しくなっている。虎明本で◎群の使用される曲が、「はなご」「かゞみ男」「おこさこ」「河原太郎」「ひげやぐら」「ひつুকくり」の六曲であったのに対し、虎寛本では「かゞみをとこ」「ひつুকくり」「花子」の三曲に減少しており、逆に△群の使用は、虎明本の「はなご」「さるざとう」の二曲に対して、虎寛本では「かゞみをとこ」「ひつুকくり」「花子」「かはらたらう」「ひげやぐら」の五曲に増加しているのである。

では、親族的身分関係と社会的身分関係とのこの相違は、一体何を表わしているのであろうか。先述の諸研究のうち、代名詞のみの調査をされた彦坂佳宣氏によれば、代名詞の場合は虎明本→虎寛本の過程で、一般的に待遇価値の下落現象が起り、同一代名詞は、次第により身分の低い者に対して使用される傾向にあるという⁽⁹⁾。そして、それは親族的身分、社会的身分にかかわらず見られる現象のようである。しかし述部の場合、前述のようにかなり様相を異にしている。待遇価値の下落による現象と考えられるのは、親族的身分関係の場合に限られ、社会的身分関係の場合はその現象の埒外にあるように見えるのである。臆断は慎まなければならないが、やは

りこの現象は狂言の時代性と無関係ではなさそうである。つまり、中世的な色彩を色濃く残していると考えられる虎明本に対して、江戸幕府の庇護を獲得し式楽化した狂言の姿を伝えると見られる虎寛本では、待遇表現上の急激な変容をなるべく抑制する方向に動いたと考えられ、それが特に親族関係において形式上待遇価値の高い述部が選ばれるようになったのは、近世に特徴的な親族（特に家族）間の儒教的な倫理関係に抵触しないよう、狂言そのものが適應した形跡を示すものではなからうか。一方、社会的身分関係において格別の変化が見られないのは、先にも一部触れたようにこの関係において待遇表現上の急激な変容を縮小することは、狂言の喜劇性そのものを減殺してしまうと考えられたためではないかと思う。このように考えることが許されるならば、虎明本→虎寛本の過程における述部の変容を、その待遇価値の下落によるものと考えるよりは、狂言の言語が既に舞台語として当時の口頭語から遊離していたという有利な条件の下で、狂言師たちが、人工的な粉飾を施したと見た方が、より真相に近いのではないだろうか。

五、まとめ

以上見てきたところを簡単にまとめてみよう。

(1) 述部から見た虎明本の待遇表現体系は、三段階に分かれている。

(2) しかし、虎明本→虎寛本の過程で、この三段階は全く不変である。

(3) 述部における待遇表現上の場面的変容には(ア)常→怒、(イ)不知→知、(ウ)即↑↓離の三つの型があり、中でも(ア)がその大部分

を占めている。

(4) 待遇表現と対人関係という視点では、大きく親族的身分関係と社会的身分関係に分けられ、共時的にも通時的にも二者は性格を異にしている。

(5) 虎明本→虎寛本の過程における述部の待遇価値の変動は、いわゆる「敬意通減の法則」に則ると考えるよりも、人工的改変の可能性が高い。

ここで少し説明を補足しておく、(2)について、代名詞と述部形式の呼応を通時的に調べられた蔵野嗣久氏によれば、待遇段階は四段階から三段階に変化した(卑罵表現を除く)という。また、代名詞のみを通時的に調査された彦坂佳宣氏によれば、待遇段階は五段階から三段階に変化したという。興味深いのは、いずれの方法による調査でも虎寛本における待遇段階が三段階であることで一致していることである。これは恐らく、述部の待遇段階が一貫して三段階であったために、代名詞の方もそれに引かれて内部整理を行なった結果によるものであろうと思う。また、(4)については、対人関係による待遇表現に、代名詞と述部の呼応、代名詞のみといった方法では看取されなかった細かな使い分けが明らかになり、筆者がとった述部のみによる方法が、狂言の待遇表現の研究において一定の意義があったと見てさしつかえないのではないかと思う。

本稿では、狂言台本における述部の待遇表現体系について、述部群の帰納とその場面的な選択を中心に述べてきた。最初に方法論そのものに立ち入ったため紙幅の余裕を得ず、いきおい記述が大大かままに終わってしまった観があり、各述部群内の個々の述部に

いては全く触れることができなかった。それらの細かな使い分けについても検討の必要があろう。また、狂言台本以外の資料との比較という視点も、いわゆる狂言語の性格を明らかにするために重要なはずである。これらのことについては一切後考をまつことにする。

〔付記〕本稿の一部は、九州大学国語国文学会研究発表会(昭五三・六)において発表した。

(注)

(1) テキストは、いずれも翻刻本に拠ったが、前者については適宜複製本を参照した。
(2) 対話者間の素材待遇表現につき、何らかの形で虎明本または虎寛本に触れるところのあったのは、次のような著書・論文である。(1)山崎久之「国語待遇表現体系の研究」(昭三八)、(2)蔵野嗣久「対称の代名詞からみた虎明本狂言のことば」(安田女子大学紀要、昭四三)、(3)彦坂佳宣「大蔵流狂言『虎明本』から『虎寛本』へ——その待遇表現の変化——」(国語学研究14、昭五〇)、(4)同「固定期狂言詞章の近世的側面——待遇表現からみた——」(国語学研究15、昭五一)。

(3) 注(2)の(1)書参照。

(4) (一)内は、上から対話関係、底本の巻数(虎明本は複製本の一、二、三巻、虎寛本は上、中、下巻)、底本のページ、狂言の部立ての略称、曲名の順である。以下同じだが、底本のページは省いたところもある。

(5) 対話者同士の待遇表現に、それぞれ少なくとも一つの素材待遇述部が含まれる時、これを対話ケース、または単にケースと呼ぶことにする。それ故、対話が交されても対話ケースになるとは限らない。

(6) 群内の正当な待遇が省略されているためとも考えることができる。

(7) 池田広司・北原保雄編「大蔵虎明本狂言集の研究(上)」(昭四七)二五四ページ。

(8) 注(2)の(1)論文参照。

(9) 注(2)の(2)論文参照。

同注(8)に同じ。